

第4章 参考資料

1. 策定経過

平成27年5月22日	平成27年度第1回高知市地域公共交通会議 ・高知市地域公共交通網形成計画（素案）の概要について
平成28年3月28日	平成27年度第2回高知市地域公共交通会議 ・高知市地域公共交通網形成計画（素案）について
平成28年4月4日 ～5月2日	パブリック・コメント（市民意見提出制度）の実施
平成28年5月30日	平成28年度第1回高知市地域公共交通会議 ・高知市地域公共交通網形成計画（最終案）について
平成28年6月	高知市地域公共交通網形成計画の作成

2. 高知市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）及び地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「生活交通計画」という。）の策定及び変さらに関する協議等を行うため、高知市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画の策定及び変さらに関する事項
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 生活交通計画の策定及び変さらに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する委員22人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 市民又は地域公共交通を利用する者の代表
- (4) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 高知県の公共交通を担当する部署の長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 高知県警察本部交通部長又はその指名する者
- (8) 国道、県道及び市道の道路管理者又はその指名する者

(9) 高知市長が指名するその職員

(10) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の運営)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に届け出ることにより代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、当該代理の者に対し、欠席する会議における委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 交通会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明、助言その他必要な協力を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議は、会議において協議が調った事項についてはその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、第2条に掲げる協議等を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市民協働部交通政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

3. 高知市地域公共交通会議委員名簿

	区分（要綱第3条）	所属機関・役職	氏名
1	学識経験者	高知工科大学地域交通基盤研究室教授	熊谷 靖彦
2		とさでん交通株式会社運輸事業戦略部電車事業推進課長	山本 孫久 (~H28.3.31)
		とさでん交通株式会社電車業務部部长	近藤 寛 (H28.4.1~)
3	関係する公共交通事業者 及びその組織する団体等	とさでん交通株式会社運輸事業戦略部乗合事業推進課長	伊藤 栄 (~H28.3.31)
		とさでん交通株式会社運輸事業戦略部部长	岡林 良尚 (H28.4.1~)
4		株式会社県交北部交通代表取締役	戸田 政克
5		四国旅客鉄道株式会社高知企画部長	美馬 幹晃
6		株式会社ですか業務管理部部长	内山 顕一
7		高知市ハイヤー協同組合理事長	明石 健市
8		高知市老人クラブ連合会会長	西村 和彦
9		高知市身体障害者連合会会長	中屋 圭二
10	住民又は利用者の代表	高知市町内会連合会会長	鎌田 良耀
11		NPO高知市民会議（交通まちづくり部会）	内田 洋子
12		高知市旅館ホテル協同組合女性部部长	古谷 純代
13	国土交通省四国運輸局高知運輸 支局長又はその指名する者	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門首席運輸企画専門官	寺岡 昌人
14		国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務企画部門首席運輸企画専門官	近藤 雅広
15	高知県の公共交通を担当する 部署の長又はその指名する者	産業振興推進部副部长（交通運輸担当）	樋口 毅彦 (~H28.3.31) 西岡 幸生 (H28.4.1~)
16	一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体 の代表者又はその指名する者	私鉄高知県連合会会長 (とさでん交通労働組合委員長代行)	松井 利廣
17	高知県警察本部交通部長 又はその指名する者	高知県警察本部交通部参事官兼交通企画課長	山崎 洋仁 (~H28.3.21)
			原田 哲 (H28.3.22~)
18		国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所副所長（管理）	田島 基彦
19	道路管理者又はその指名する者	高知県土木部高知土木事務所次長（技術総括）	坂田 章 (~H28.3.31)
			山本 寿幸 (H28.4.1~)
20		高知市都市建設部長	清水 博
21	高知市長が指名する職員	高知市市民協働部長	坂本 導昭 (~H28.3.31)
			神崎 修 (H28.4.1~)

4. 用語説明

ア 行

【アクセスこうち】

高知の公共交通ウェブサイトで、電車・バスの乗り換え検索や路線案内、運行情報を掲載しています。

カ 行

【区間】

系統のうちバス停からバス停の間のことをいいます。

【系統】

路線のうち異なる経由地を通過する運行経路のことをいいます。

【高知市総合計画】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づいて定められる計画であり、都市整備や福祉、教育、産業振興など自治体運営のための総合的な指針となる計画です。

【高知市中心市街地活性化基本計画】

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、策定する基本計画で、内閣総理大臣により認定を受けると、中心市街地に対して国から重点的に支援を受けることができます。

【高知市都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に規定されるもので、総合計画などの上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、高知市の都市計画に関する基本的な方針です。

【交通結節点】

異なる交通手段または同じ交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有しており、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナルなどがあげられます。

【交通分担率】

移動の手段として、自動車や鉄道、バスなどの交通モードが全体に対してどのような割合で使われているかを示す割合のことです。

【コンパクトシティ】

環土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心部にさまざまな機能を集約し、市街地をコンパクトに収めた都市形態、もしくはそれをめざした都市計画のことです。

【コンプライアンス】

法令遵守。法律や規則、社会規範などに背くことなく、活動などを行うことです。

サ 行

【サイクルアンドライド】

通勤・通学などにおいて、自転車で直接目的地まで移動するのではなく、バス・電車の利用を促進するために、自宅から自転車で最寄のバス停・駅に来て、バス・電車等に乗り換えて目的地に向かうシステムです。

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

【主要ターミナル】

都市の玄関口として広域幹線（鉄道）の発着点、または、公共交通などすべての交通の核となり、公共交通機関の乗り換えができる交通結節点のことをいいます。

タ 行

【地域ターミナル】

自転車交通や自動車交通と公共交通など複数の交通機関が接続する交通結節点のことをいいます。

【中心市街地】

相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地などで、「中心市街地の活性化に関する法律」第2条に規定されるものをいいます。

【デマンド型乗合タクシー】

電話予約に基づいて、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーによる新たな公共交通形態のことです。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、

交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定します。

ナ 行

【ノーマイカーデー】

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される取組です。

【ノーガード電停】

乗客に対する防護措置が何もない、道路に白線で囲まれただけの電停のことです。

【乗換ポイント】

公共交通機関が接続する交通結節点のうち最も規模の小さいポイントのことをいいます。

ハ 行

【パークアンドライド】

自宅から自家用車を利用し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道や路面電車へ乗り継ぎ、目的地へ向かうシステムです。

【パーソントリップ調査】

人の動きを把握することを目的として行われる調査。どのような人が、いつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、一日のすべての動きをとらえるものです。

【廃止路線代替バス】

路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体（市町村）等がバス事業者に替わって運行するバスをいいます。

【ハブアンドスポーク】

郊外において、拠点となるバス停（ハブバス停）と各バス停を放射状（スポーク）に結ぶ路線網のことです。ルートを絞った運行ができ、運行効率の向上が期待できます。

【バリアフリー】

障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを取り除くことです。

【フィーダー】

乗り換えが必要な便又は系統。

ヤ 行

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障がい者などハンディキャップがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく、すべての人にとって利用可能な製品、建物、空間等をデザインするという考え方です。

ラ 行

【路線】

始点・終点を同じくするバスの運行経路のことをいいます。

英数字

【ICカード】

無線による非接触式のICカードなどを用いて、自動改札機などの案内板にかざすだけで通過でき、現金を持ち合わせていなくてもバスや電車を利用できるカード。本市では「ですか」が対応しています。

高知市地域公共交通網形成計画

発行月：平成 28 年 6 月

発 行：高知市

編 集：高知市 市民協働部 交通政策課

高知市鷹匠町二丁目 1 番 43 号

TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858